

事業場に出向いて実施します。

出張研修
対応可

職長能力向上教育（製造業対象）

職長能力向上教育については、「安全衛生教育の推進について」（平成3年1月21日付け基発第39号労働省労働基準局長通知）の別紙「安全衛生教育推進要綱」により、定期（概ね5年以内ごと）に実施するよう定められており、そのカリキュラムについては、「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」（令和2年3月31日付け基発0331第7号厚生労働省労働基準局長通知）により示されたところです。



製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要となっておりますので、定期的にご受講いただきますようお願いいたします。
なお、当教育につきましては、上記カリキュラムに沿って行います。

令和2年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の一部を割引料金で受講できる制度があります。

- ① 労災保険適用事業場 ② 常時使用する労働者数が300人未満であること
- ③ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること（受付印がない場合は領収証の写しを併せて提出）

*本制度の利用において不正又は虚偽が判明した場合は、割引適用を取り消し、割引額の返還を求めることがあります

- 日時 ご相談の上、決定します。概ね、9:00～17:00のカリキュラムとなります。
- 会場 御社の指定する会場となります。

■ 内 容

- 1 基本項目 「リスクの考え方を踏まえた労働災害防止活動」「部下に対する指導力の向上」など
- 2 専門項目 「事業場における安全衛生活動」など
- 3 演 習 「職長等の職務を行うにあたっての課題」など

- 対 象 製造業の職長教育修了者、職長教育終了後4年程度経過した方等
- 定 員 40名程度まで
- 受講料

区分	消費税10%込	割引料金(注2)
会員(注1)	13,860円	8,316円
一般	15,400円	9,240円

注1 会員とは中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

注2 割引料金は、「令和2年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービス」をご利用した際の金額です。

注3 上記は、講師代、テキスト代、修了証費用を含んでいます。別途、交通費等が必要となります。

中央労働災害防止協会 中国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島市西区三篠町 3-25-30

電話 082-238-4707 E-Mail chushiko@jisha.or.jp